

## 【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告をすることが困難な方については、期限を区切らずに、4/17（金）以降であっても柔軟に確定申告を受け付けることといたしました。申告書の作成または来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ただけであれば、申告期限延長の取り扱いをさせていただきます。

## 【4月17日以降の申告相談について】

現在までの申告状況を踏まえれば、4月17日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。

## ～4月17日（金）以降に申告される方へ～

### 1. 口座からの振替日

申告期限の延長申請をされた方の申告所得税及び個人事業者の消費税の口座からの振替日については、所轄の税務署から個別に連絡させていただくこととしております。

※口座からの振替日は、延長後の期限から税務署内での処理や金融機関への連絡等に要する日数を加算して個別に設定することとしております。

### 2. 新規に振替納税の利用を希望される方へ

振替納税のご利用に当たっては、延長後の期限（※）までに所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

※申告と同時に申告期限の延長申請をされる場合は、申告の日が延長後の期限になりますので、申告書と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。